

公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団管理業務に関する個人情報保護規程（平成18年財団規則第3号）の全部を改正する。

改正 平成31年2月14日規則第1号

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「当法人」という。）が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めることを目的とする。

（特定個人情報の取扱い）

第2条 特定個人情報の取扱いについて他の規程に特別の定めがあるときは、当該規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別することができることとなるものをいう。
- （2）特定個人情報 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団特定個人情報の取扱いに関する規程（平成27年財団規程6号）第2条第3号に掲げる特定個人情報をいう。
- （3）保有個人情報 職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当法人が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、当法人が管理する文書、図画、写真、フィルム及び電子的方式、磁気的方式その他の感覚によっては認識できない方式で作られた電磁的記録（以下「文書等」という。）として記録されているものに限る。
- （4）目的外利用 当法人内部において、個人情報を収集した目的外に利用することをいう。
- （5）外部提供 個人情報を当法人以外のものに提供することをいう。

（必要な措置等）

第4条 当法人は、この規程の目的を達成するため、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 当法人の役員、評議員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報取扱事務の登録簿等）

第5条 当法人は、個人情報を取り扱う事務を開始するときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。登録簿に記載した事項を変更するとき、又は廃止したときも同様とする。

- （1）個人情報を取り扱う事務の名称
- （2）個人情報を収集する目的
- （3）記録の対象となる個人の範囲
- （4）記録する個人情報の内容
- （5）個人情報の処理形態
- （6）個人情報の管理責任者等
- （7）前各号に掲げるもののほか、当法人が定める事項

2 前項に規定する登録簿を作成したときは、直ちに当該登録簿の写しを調布市に送付しなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第6条 当法人は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 当法人は、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは調布市の条例等（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合で、本人の同意があるときはこの限りでない。

(1) 思想、信教及び信条に関する個人情報

(2) 社会的差別の原因となる個人情報

(3) 犯罪に関する個人情報

(個人情報の本人収集)

第7条 当法人は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令等に定めがあるとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(5) 所在不明又は事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することができないと認められるとき

(6) 訴訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又はその性質上本人から収集したのでは適正な執行に支障があると認められるとき

(7) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき

2 前項第4号の規定により個人情報を収集したときは、本人にその旨を通知するものとする。

(適正管理)

第8条 当法人は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう維持管理しなければならない。

2 当法人は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 当法人は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

4 当法人は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報保護管理責任者を置く。

5 前項に規定する個人情報保護管理責任者は総務課長をもって充てる。

(委託等に伴う措置)

第9条 当法人は、個人情報取扱事務の全部又は一部を委託しようとするときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により当法人から個人情報取扱事務を受託したものは、当法人の許諾を得た場合に限り、個人情報取扱事務の全部又は一部を委託することができる。

- 3 前項の規定による委託を受けた者は、受託者等とみなす。
- 4 第1項又は第2項の規定により個人情報取扱事務の全部又は一部を委託するものは、当該委託又は当該管理に係る事務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、受託者等に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(受託者等の責務)

第10条 受託者等は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第11条 当法人は、目的外利用をし、又は外部提供をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令等に定めがあるとき
- (3) 出版、報道等により公にされているとき
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

- 3 前項第4号の規定により個人情報の目的外利用等をしたときは、本人にその旨を通知するものとする。

- 4 当法人は、外部提供する場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(オンライン結合の制限)

第12条 当法人は、個人情報を処理するため、その管理する電子計算組織と当法人以外のものが管理する電子計算組織とを通信回線を用いて結合してはならない。ただし、調布市からの指示又は調布市の承認があったときは、この限りでない。

(開示を請求できる者)

第13条 何人も、当法人に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 当法人は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められる情報
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、談等に関する保有個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報
- (3) 調査、争訟等に関する保有個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報

(5) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

(一部開示)

第15条 当法人は、開示請求に係る保有個人情報に前条で定める非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 当法人は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正を請求できる者)

第17条 何人も、当法人が保有する個人情報に事実の誤り又は不正確な内容があると認めたときは、当法人に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

(削除を請求できる者)

第18条 何人も、第6条若しくは第7条の規定に反して自己の個人情報が収集されていると認めるとき又は第8条第3項の規定に反して自己の個人情報が保有されていると認めるときは、当法人に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の削除の請求について準用する。

(目的外利用等の中止を請求できる者)

第19条 何人も、第11条の規定に反して自己の個人情報が目的外利用又は外部提供をされていると認めるときは、当法人に対し、その中止の請求をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の中止の請求について準用する。

(開示等請求方法)

第20条 自己の個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「開示等」という。）を請求しようとする者は、当法人に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出しなければならない。

(1) 請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 自己の個人情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求をしようとする者は、請求の趣旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、当法人が必要と認める事項

2 開示等の請求をしようとする者は、当法人に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第21条 当法人は、前条第1項に規定する請求があったときは、当該請求がされた日からから14日以内に、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止にあっては30日以内に、当該請求に係る個人情報の開示等をする旨又は開示等をしない旨の決定（以下「開示等の決定」という。）をするものとする。

- 2 当法人は、開示決定又は前項に規定する開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 当法人は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠の規定及び当該規定を適用する理由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 5 当法人は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

（開示の方法）

第22条 保有個人情報の開示は、前条第2項に規定する通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録その他のものにあってはその種別、施設設備等を勘案して最適な方法により行う。
- 3 当法人は、開示請求に係る保有個人情報が記録された文書を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

（保有個人情報の利用の一時停止）

第23条 当法人は、自己の保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求があったときは、訂正決定等又は利用停止決定等を行うまでの間は、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の利用を一時停止するものとする。ただし、一時停止することにより、事務の適正な執行に支障の生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（手数料等）

第24条 保有個人情報の写しの交付及び送付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（他の制度との調整）

第25条 他の法令等の規定により、保有個人情報の開示、訂正その他この規程の規定による手続に相当する手続が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の管理業務に関する情報公開規程（平成26年財団規程第5号）の規定は、保有個人情報の開示請求については適用しない。

（異議の申出）

第26条 開示等の請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、当法人に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- 2 前項に規定する異議申出は、開示等の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 第1項に規定する異議申出があった場合は、当法人は、当該異議申出の対象となった開示等の決定

について再度検討を行ったうえで、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 前項に規定する回答に係る決定は、意義申出が第2項に規定する期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるときを除き、原則として審査会の意見を聞いたうえで行うこととする。

5 審査会は、当法人に置くものとし、その組織、任命方法その他必要な事項については別に定める。この場合において、異議申出を受理した都度、審査会を設置することを妨げない。

(苦情の処理)

第27条 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 当法人は、前項の苦情に関し、必要に応じて調布市の指導、助言を求めるものとする。

(指定管理者としての個人情報の保護)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定により、調布市グリーンホール、調布市文化会館づくり及び調布市せんがわ劇場の指定管理者の指定を受けたことによる、指定管理者が行う管理の業務(以下「管理業務」という。)を実施するに当たって取り扱う個人情報の保護については、管理に関する基本協定書に定めるところによる。

(様式)

第29条 この規程で用いる様式は、別表に定めるところによる。

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日 規程第9号)

この規程は、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

附 則(平成27年12月28日 規程第7号)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成31年2月14日 規則第1号)

この規則は、平成31年2月15日から施行する。

別表（第 29 条関係）

（1）第 5 条第 1 項の規定による作成をする場合	個人情報取扱事務登録簿（第 1 号様式）
（2）第 7 条第 2 項の規定による通知をする場合	個人情報収集通知書（第 2 号様式）
（3）第 11 条の規定により、外部提供を受けようとする場合	個人情報外部提供申請書（第 3 号様式）
（4）前号による外部提供の申請があったとき、認めるか否かを決定する場合	個人情報外部提供決定通知書（第 4 号様式）
（5）第 11 条第 3 項の規定による通知をする場合	個人情報目的外利用等通知書（第 5 号様式）
（6）第 20 条第 1 項の規定による請求をしようとする場合	自己情報（開示・訂正・削除・目的外利用等の中止）請求書（第 6 号様式）
（7）第 21 条の規定による開示等をする旨の決定を通知する場合	自己情報（開示・訂正・削除・目的外利用等の中止）請求承諾決定通知書（第 7 号様式）
（8）第 21 条の規定による一部開示等をする旨の決定を通知する場合	自己情報（開示・訂正・削除・目的外利用等の中止）請求一部承諾決定通知書（第 8 号様式）
（9）第 21 条の規定による開示等をしない旨の決定を通知する場合	自己情報（開示・訂正・削除・目的外利用等の中止）請求不承諾決定通知書（第 9 号様式）
（10）第 21 条第 3 項の規定により、期間の延長を通知する場合	自己情報（開示・訂正・削除・目的外利用等の中止）決定期間延長通知書（第 10 号様式）
（11）第 21 条第 5 項の規定により、第三者が意見を提出する機会を付与する場合	意見照会書（第 11 号様式） 開示等の決定に係る意見書（第 11 号様式別紙）